「みどりと生き物」の学習コンテンツ制作業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和３年６月１４日

１　目的

　　小学校で活用しやすく学習効果が高い「みどりと生き物」に関する学習コンテンツ（動画等）を制作し、公開・周知することにより、次代を担う子供たちに対する「みどりと生き物」の学習を推進し、埼玉の豊かな自然を未来に引き継ぐ気運を醸成することを目的とする。

２　委託業務の概要

（１）委託業務名　　「みどりと生き物」の学習コンテンツ制作業務委託

（２）実施主体　　　埼玉県

（３）履行期限　　　令和４年３月３１日（木）

（４）委託業務内容　別添「みどりと生き物の学習コンテンツ制作業務委託仕様書」

　　　　　　　　　　（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（５）委託予定額　　5,555千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

３　スケジュール

（１）公告日　　　　　　　令和３年６月１４日（月）

（２）質問事項の受付期間　令和３年６月１５日（火）～６月１８日（金）17:00

（３）質問事項の回答期間　令和３年６月２１日（月）～６月２２日（火）17:00

（４）参加申し込み　　　　令和３年６月１５日（火）～６月２４日（木）17:00

（５）企画提案書受付期間　令和３年６月２５日（金）～７月　１日（木）17:00

（６）１次審査（書類審査）令和３年７月　６日（火）まで

（７）２次審査（プレゼンテーション審査）令和３年７月１９日（月）

（８）契約締結予定日　　　令和３年７月下旬

４　参加資格

　　次の（１）から（７）に該当する者であること。

　（１）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

　（２）埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

　（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

　（４）本プロポーザルの公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

　（５）本プロポーザルの公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

　（６）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。

　（７）仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本プロポーザルに参加できること。また、過去に自治体・企業等から動画制作を受注した実績を有する者であること。

５　質疑応答の方法

　　この募集要領に関する質疑は、電子メールに下記の質問書を添付して送付すること。件名は「(企業名・提出日) みどりと生き物の学習コンテンツ制作業務委託に関する質問」とする。なお、質問の内容に質問者を特定できる事項を含めてはならないものとする。

（１）提出書類

　　　業務委託公募質問書（様式第１号）

（２）受付期間

　　　令和３年６月１５日（火）～６月１８日（金）17:00

（３）提出先

　　　埼玉県環境部みどり自然課　みどりの基金・県民運動担当

　　　E-mail：a3140-08@pref.saitama.lg.jp

（４）回答方法

　　　質疑応答については、県ホームページにおいて､企業名等を伏せて掲載する。

６　プロポーザル参加申込書の提出

　　本プロポーザルに参加を希望する場合は、電子メールに下記の申込書を添付して送付すること。件名は「(企業名・提出日) みどりと生き物の学習コンテンツ制作業務委託プロポーザル参加申込み」とする。

（１）提出書類

　　　公募型プロポーザル参加申込書（様式第２号）

（２）受付期間

　　　令和３年６月１５日（火）～６月２４日（木）１７：００

（３）提出先

　　　埼玉県環境部みどり自然課　みどりの基金・県民運動担当

　　　E-mail：a3140-08@pref.saitama.lg.jp

７　企画提案書の提出

（１）受付期間及び提出方法

　　ア　受付期間　令和３年６月２５日（金）～７月１日（木）１７：００

　　イ　提出方法　持参又は郵送（書留による）とする。

　　ウ　提出先　　埼玉県環境部みどり自然課　みどりの基金・県民運動担当

　　　　〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１第３庁舎２階

（２）提出書類および提出部数

　　　次のア～オを原本１部、写し１１部（合計１２部）提出すること。

　　ア　企画提案書（様式自由）

　　　　次の（ア）～（キ）を提案すること。

　　（ア）基本方針

　　　　　業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント等

　　（イ）映像教材企画

　　　　　平地林について「理解と関心を高める内容」の具体的な企画内容（アイディア、演出方法、見せ方など）をシナリオや絵コンテ、図等を用いて提案すること。

　　（ウ）補助教材企画

　　　　　仕様書５（２）に記載する補助教材について、具体的な企画内容を提案すること。

　　（エ）教材活用マニュアル企画

　　　　　仕様書５（３）に記載する教材活用マニュアルについて、具体的な企画内容を提案すること。

　　（オ）業務工程表

　　　　　業務スケジュールについて、作業項目ごとに詳細かつ具体的な工程表を提案すること。なお、工程表は県が設置する「みどりと生き物の学習コンテンツ検討委員会」（以下、「委員会」という。）における２回程度（９月、１１月を予定）の業務内容の確認や提案、体験授業の開催（１月を予定）を考慮して提案するものとする。

　　（カ）追加提案（アピールポイント）

　　　　　仕様書にない項目で、追加で実施可能な内容について提案すること。

　　（キ）類似業務成果物

　　　　　動画（教育、啓発等）の制作に関する、類似業務の成果物（製作から１０年以内とする）１点をDVD-R１２枚に記録して提出すること。

　　イ　会社概要書（様式第３号）

　　ウ　見積書（様式第４号）

　　（ア）「２（５）委託予定額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。

　　（イ）別紙２により経費の内訳表を作成すること。

　　（ウ）再委託をする場合は、再委託先、再委託内容、金額を明記すること。なお、再委託先の金額が受注者の金額（再委託先の金額を除く）を上回らないこと。

　　エ　業務実施体制調書（様式第５号）

　　オ　類似業務実績調書（様式第６号）

８　選考方法等

（１）選考方法

　　　委託先候補者の選定にあたっては、企画提案書等を提出した者が、委員会においてプレゼンテーションを行い、委員会が提案内容等を総合的に評価し、総合点が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

　　　ただし、応募者多数の場合には書類で１次審査を行い、１次審査を通過した者（３～４者程度）がプレゼンテーションを行うものとする。

　　　なお、企画提案書を提出した者が１者のときは、委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

（２）委員会の審査

　　ア　実施日時

　　　　　令和３年７月１９日（月）１３：００～

　　イ　会場

　　　　　別途、参加者に通知する。

　　ウ　審査時間

　　　　　１者につきプレゼンテーション１５分以内、質疑応答１５分以内

　　エ　出席者

　　　　　１者につき３人以内

（３）審査基準

　　　事業提案を審査する基準は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
| 企画性 | 　当該業務の趣旨・目的を適切に理解しているか。また、独自のアイディアが盛り込まれ、インパクトのある内容となっているか | １５ |
| 的確性 | 　提案の内容は仕様書と合致し、具体的に記述されているか | １０ |
| 専門性 | 　学習用動画等の作成実績はあるか（過去１０年以内） | １０ |
| 訴求性 | 　児童にとって分かりやすく、知識の習得や環境への関心が高まる内容であるか | ３０ |
| 　教員にとって分かりやすく、使いやすい工夫がされているか |
| 地域性 | 　埼玉県の地域特性を活かした内容となっているか | １０ |
| 実施体制 | 　業務全体の具体的なスケジュールが記載されており、効率的な事業計画が提案されているか | ２０ |
| 　業務遂行に必要かつ十分な人員・技術を有しているか |
| 経済性 | 　本業務に関する経費が適切に見積もられ、かつ過不足なく積算されているか | ５ |

９　委託先候補者の決定

　　委員会による企画提案書の審査結果を参考に、委託先候補者を決定する。なお、審査結果は応募者に対し書面により通知する。

10　契約方法

　　提案された企画内容を基に、委託候補者と県の間で業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

　　緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において 当該企画提案協議に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

11　失格事由

　　次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

　　ア　談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

　　イ　資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

　　ウ　虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

　　エ　指定する提出期限を超えて提出(到達)したもの。

　　オ　書留以外の方法で郵送されたもの。

　　カ　「７企画提案書等の提出」の（２）に示す提出書類がないもの。

　　キ　プロポーザル参加申請書に申請者の記名のないもの。

　　ク　委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。

　　ケ　見積金額を訂正したもの。

　　コ　見積書と積算内訳書の金額が合致しないもの。

　　サ　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの、又は、これを訂正していない提出書類により参加申込をしたもの。

12　留意事項

（１）提案書類に係る著作権の取扱い

　　ア　提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行にあたってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。なお、提案書類は返却しない。

　　イ　応募者の提案書類および提案に記載されたデータ等は非公開とする。

（２）費用の負担

　　　応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

（３）複数の提案の禁止

　　　応募は１事業者あたり１点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

（４）手続きにおいて使用する言語及び通貨

　　　日本語及び日本国通貨に限る。

（５）契約書作成の要否

　　　要。

13　担当窓口

　　埼玉県環境部みどり自然課　みどりの基金・県民運動担当

　　〒330-3901 埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１

　　E-mail：a3140-08@pref.saitama.lg.jp

　　電話 048-830-3190　ＦＡＸ 048-830-4775